42

公益社団法人いばらき被害者支援センター

犯罪被害者の被害回復のための休暇

理事・事務局長 中村 進さん 理事・支援室長 森田 ひろみさん

団体データ

【事業内容】茨城県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 【相談員・支援員数】相談員13名(大学教授、弁護士などの専門家を含む)、支援員20名(2013年10月現在) 【URL]http://www.ivac.or.jp/



犯罪被害者の方々に、休暇が必要な理由とは

ある日突然、自分や家族が犯罪の被害にあうということは誰にでも起こりうることです。そして犯罪被害にあうと、その直接的な被害に加えて、事件後生じる心や身体の不調、それらを治療するための通院、さらには刑事手続きや事務手続きによる時間的な拘束など、以前のような通勤・勤務を困難にするさまざまな問題を抱えてしまいます。

中でも多くの方にのしかかるのは、一般生活になじみのない裁判に携わる精神的な不安や、裁判の手続きや出廷などに必要な時間的な負担です。刑事裁判の傍聴や被害者参加制度を希望するともなれば、裁判は平日に行われますので、働く人は休暇を取る必要が生じることになります。

被害回復への鍵となる、実情への理解

犯罪被害は、自身や家族の命を奪われる、けがをする、物を盗まれるといったいわゆる"一次被害"だけではありません。一次被害を原因として生じる周囲の無責任なうわさ話といった"二次被害"も、心身をさいなみ犯罪被害からの回復を困難にする原因となります。

実はこうした二次被害の中には、裁判のスケジュールに対する認識の違いに起因するものも少なくありません。裁判はすぐに始まるものと思われがちですが、実際には半年や1年といった一定の期間を置いて始まることが多く、さらに判決

41

が出るまでには長いスパンを必要とします。もち ろん周りの方たちも、犯罪被害者やご家族にで きる限りの配慮をしてはいるのですが、裁判が 長引くほど、「まだ裁判のために休むの?」といっ た言葉が聞こえるようになります。

また、裁判が終わると周囲は区切りがついた と考えがちですが、むしろ多くの犯罪被害者等 の方が、裁判という大きな目標がなくなることで 精神的に落ち込まれるという現実があります。 こうした犯罪被害者等の心情や実情を理解し、 対応していただくことが望まれます。

犯罪被害者の置かれている現状

(-)

【身体的な問題】

頭痛、めまい、微熱、吐き気、嘔吐、食欲がない、腹痛、不眠、身体のだるさ、身体の痛み



【精神的な問題】

集中力がなくなる、何もする気になれない、感情の コントロールが難しくなる、起きたことが信じられ ない、現実として受け入れられない、また被害にあ うのではないかといつも警戒してびくびくしてい る、物音等に敏感になる



【経済的な負担】

医療費·転居費用·葬儀費用·弁護士費用の負担、 休職や失職による収入の減少



【刑事手続きに関わる問題】

捜査や裁判の過程でつらい思いをする、一般生活になじみのない刑事裁判に携わる不安、裁判傍聴のための交通費の負担



【その他の問題】

周囲の人からの心無い言葉、心情にそぐわない安 易な励ましや慰め、無責任なうわさ、捜査や裁判 の過程、マスコミからの取材や事実と異なる報道 内容等に傷つけられる

被害回復のための休暇制度の導入をサポート

当センターでは、年次有給休暇の他に「犯罪被害者の被害回復支援のための休暇制度」の導入をご検討の企業を訪問し、犯罪被害についての理解を深めていただくサポート活動を行っています。人事・総務を担当している方には当センターが開催する犯罪被害者の声を聞く講演会や研修会等をご紹介し、理解を深めていただいております。また、従業員が万一犯罪の被害にあわれた場合、ケアを担当する方にも大きな負担がかかる場合がありますので、必要に応じて当センターがサポートしてまいります。

犯罪の被害は、いつ、誰に降りかかつてもおか しくありません。被害回復のための休暇制度の 導入による、犯罪被害者等に対する支援の検討 をお願いいたします。

犯罪被害者の方々を直接・間接的に支援

当センターでは、犯罪被害者の方々への直接 的な支援として、専門家や専門的な訓練を受け た相談員による電話相談や、面接相談等を実施 しています。さらに、病院や市役所等の行政機 関、警察や検察庁等に赴く際の付き添いや、裁判 に関する説明や情報等の提供も行っています。

また、より多くの方に被害者支援の大切さを 知っていただくための講演会や研修会の開催、 機関紙の発行等の広報・啓蒙活動、支援員の養 成にも力を入れ、支援の環を広げています。



犯罪被害者等の方々が、仕事を辞めることなく、仕事を続けられるようにするため、年次有給 休暇だけではなく、被害回復のための休暇制度 の導入が求められています。

そこで事業主の皆様に提案です。

犯罪被害者等の方々の被害回復のための休 暇の創設について検討してみませんか。

この休暇の導入方法としては、以下のような ものが考えられます。

- ①各企業における特別な休暇制度(ex.裁判員 休暇・リフレッシュ休暇など)の一つとして「犯 罪被害者等休暇」を創設
- ②既存の特別な休暇制度を活用
- ③社内広報等において、犯罪被害者等となった 従業員については、それぞれのケースに応じ て、必要な休暇を付与する旨を周知